

旭市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、  
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり  
公表します。

平成28年3月28日

旭市監査委員	木	村	哲	三
旭市監査委員	平	野	哲	也
旭市監査委員	林		俊	介

## 監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成27年度定期監査

措置を講じた部署	体育振興課	
監査結果提出日	平成28年 1月 8日	
措置通知日	平成28年 2月22日	
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措 置 の 内 容	
(1) 昨年度に引き続き「補助金交付要綱等調査」を実施した結果、昨年度の指摘事項でもある要綱等の整備について、未だ整備されていないものが見受けられた。補助事業の内容を確認し、要綱等を整備されたい。	(1) 指摘のありました補助金等については、交付根拠が明確になるよう必要な基準を整備し適正な執行に努めます。	

措置を講じた部署	都市整備課	
監査結果提出日	平成28年 2月 9日	
措置通知日	平成28年 3月 2日	
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措 置 の 内 容	
(1) 都市計画の見直しについては、市の上位計画にてらして、住民の意見を聴きながら方向性等の議論を深めていかれたい。	(1) 指摘のありました都市計画区域の見直しについては、市民の皆様に都市計画制度への理解を深めていただく中で、合意形成を図っていくことが重要と考えております。このため、説明会を開催するなどし、様々な意見を伺う機会を設けることに努めながら、都市計画の見直しを進めていきます。	

措置を講じた部署	下水道課	
監査結果提出日	平成28年 2月 9日	
措置通知日	平成28年 3月 2日	
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容	
(1) 今後も下水道利用の更なる啓発を図り、加入率の向上に努められたい。	(1) 下水道事業への理解向上のため、広報・ホームページへ掲載するとともに、下水道指定工事店連絡会議等事業者への説明の機会を活用し、啓発に努めます。 また、未加入世帯への戸別訪問等により、更なる普及促進を図ります。	

措置を講じた部署	商工観光課	
監査結果提出日	平成27年11月13日	
措置通知日	平成28年 3月14日	
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容	
(1) 昨年度に引き続き「補助金交付要綱等調査」を実施した結果、昨年度の指摘事項でもある要綱等の整備について、未だ整備されていないのが見受けられた。要綱等を早急に整備し適正な執行に努められたい。	(1) 補助金の交付については、補助金交付要綱等を早急に整備し、適正な執行に努めてまいります。	